

平成22年

第2回市議会定例会 議案第7号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

函館市長 西 尾 正 範

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号および第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条各号列記以外の部分中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条各号列記以外の部分中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第9条を削る。

第10条第1項中「部分休業」の後ろに「（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第3条第4号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、改正後の第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

#### （提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の配偶者が育児休業をしている場合等に育児休業および部分休業をすることができることとし、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間に最初の育児休業をした場合等に再度の育児休業をすることができることとし、ならびに育児休業の承認の取消しに関する規定の整備等をするため